

令和3年1月13日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川 俊 男
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について

時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます

令和2年5月7日から適用されている新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）については、既に令和2年10月12日付日医発第786号において、周知等のご協力をお願いしているところであります。

今般、本会宛てに、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課（別添1）より、下記のとおり、母健措置、助成金の支給要件、特別相談窓口の期限見直し等につきまして、周知依頼がありました。

また、今回の事務連絡においても、母性健康管理措置は、妊娠中の女性労働者が、新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱えず、安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境が整備されるよう事業主に義務付けられた措置であることを踏まえ、作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが、母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、引き続き、必要な指導を行うよう、依頼を受けております。

つきましては、本内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

母健措置 令和4年1月31日まで期間延長
母性健康管理指導事項カードの押印廃止（医師等、労働者氏名記載欄）

助成金 労働者への周知期限を令和3年3月31日まで期間延長
労働者に当該休暇を取得させる期限を令和3年3月31日まで期間延長

相談窓口 令和4年1月31日まで期間延長

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 28 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の期限延長に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）、当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）については、これまで、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直しに関する御連絡及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）」（令和 2 年 9 月 30 日付事務連絡）等において、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、母健措置、助成金及び特別相談窓口の期限を延長することとしました。具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する更なる周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 母健措置の期限について、令和 3 年 1 月 31 日を令和 4 年 1 月 31 日に延長いたしました。

また、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）については、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、令和 2 年 12 月 25 日付で、医師等及び労働者の氏名の記載欄における押印を不要とすることとしましたので御留意ください。

母健措置及び母健カードの詳細については、別紙１を御参照ください。

- 2 助成金について、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和２年１２月３１日を令和３年３月３１日に、当該休暇を取得させる期限について、令和３年１月３１日を令和３年３月３１日に延長いたしました。

助成金の支給申請に当たり、母健カード等医師等の指導事項が分かる資料が添付書類となりますので、引き続き御留意をお願いいたします。助成金の詳細については、別紙２を御参照ください。

- 3 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母健措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として各都道府県労働局に設けている特別相談窓口の開設期間について、令和３年１月３１日を令和４年１月３１日に延長いたしました。

働く妊婦の方から、母健措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや「事業主にどう伝えればよいかわからない」、「事業主に措置を講じてもらえない」といった御相談があった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口を御案内下さい。特別相談窓口の詳細については、別紙３のとおりですので、御案内の際に御活用いただくとともに、可能な範囲で医療機関の窓口等に配架いただくなど、周知についての御協力をお願いいたします。

- 4 母健措置は、妊娠中の女性労働者が、職場での作業内容等によって新型コロナウイルス感染症への感染に不安やストレスを抱える場合があること等を踏まえ、妊娠中の女性労働者が安心して妊娠を継続し、子どもを産み育てられるような環境が整備されるよう事業主に義務付けられた措置ですので、この趣旨を踏まえ、作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる場合には、引き続き、必要な指導を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和4年1月31日**（※）です。
（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



新型コロナウイルス感染症に関する 母健連絡カードの活用方法

①
保健指導・健康診査
を受ける

妊娠中の
女性労働者

③
母健連絡カードを提出し、
措置を申し出る

産業医
産業保健スタッフ等

相談 助言

人事労務担当者
管理者等

企業
(事業主)

措置の具体的な内容は、
産業医等の助言に基づき、
女性労働者と話し合って
定めることが望ましいもの
です。

④
指導事項に基づき、
必要な措置を講じる

主治医等
(健康診査等を行う
医師、助産師)

②
母健連絡カードに
指導事項を記載する

表

新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置が必要な場合には、
主治医等がカード裏面の「特記事項」
の欄に指導内容を記入します。

(記入例)

新型コロナウイルス感染症の感染の
おそれの低い作業への転換又は出勤
の制限(在宅勤務・休業)の措置を
講じること。

▶▶ 母健連絡カードは、厚生労働省ホームページ
や「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウン
ロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳
にも様式が記載されています。

症状等	指導項目	標準措置
妊娠中に かかりやすい 病気	安静 症状が重たい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作 業の制限又は様になったりしての休憩
	痛 症状が重たい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、 同一姿勢を強制される作業の制限
	腰痛 症状が重たい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、 同一姿勢を強制される作業の制限
	軽 症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れ ることのできない作業、寒い場所での作業 の制限
	重 症	休業(入院加療)
多胎妊娠(胎)		必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は 勤務時間の短縮
産後の回復不全	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の 短縮
	重 症	休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

3. 上記2の措置が必要な期間 (当座の予定期間に○を付けてください。)	4. その他の指導事項 (措置が必要である場合は○を付けてください。)
1週間(月 日 ~ 月 日)	妊娠中の通勤経路の措置
2週間(月 日 ~ 月 日)	妊娠中の休息に関する措置
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他()	

【記入上の注意】
(1)「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤経路の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に鑑み、措置が必要な場合、○印を記入して下さい。
(2)「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休息に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に鑑み、休息に関する措置が必要な場合、○印を記入して下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づき措置を申請します。

令和 年 月 日

所 属

氏 名

専 業 主 殿

この様式の「母性健康管理措置連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入して下さい。

裏

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する相談窓口

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



令和2年12月作成

母性健康管理指導事項連絡カード

令和 年 月 日

事業主殿

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症 状 等		指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業(入院加療)
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満		休業(自宅療養)
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠 22 週未満)			休業(自宅療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠 22 週以後)			休業(自宅療養又は入院加療)
妊 娠 浮 腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊 娠 蛋 白 尿	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合)	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)

症 状 等			指導項目	標 準 措 置
妊娠中に かかりやす い病気	静脈瘤 ^{りゅう}	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作 業の制限又は横になっての休憩
	痔 ^じ	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、 同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこうえん 膀胱炎	軽 症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れ ることのできない作業、寒い場所での作業 の制限
		重 症		休業(入院加療)
多胎妊娠(胎)				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は 勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特 に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の 短縮
		重 症		休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3. 上記2の措置が必要な期間
(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他()	

4. その他の指導事項
(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

[記入上の注意]

- (1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に鑑み、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
- (2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に鑑み、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日

所 属.....

氏 名.....

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

助成金の対象期間を延長しました。
(令和2年12月28日改正)

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください

▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から令和3年3月31日までに

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

▶▶助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで

*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和3年3月31日までに制度整備と周知が必要です。**制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

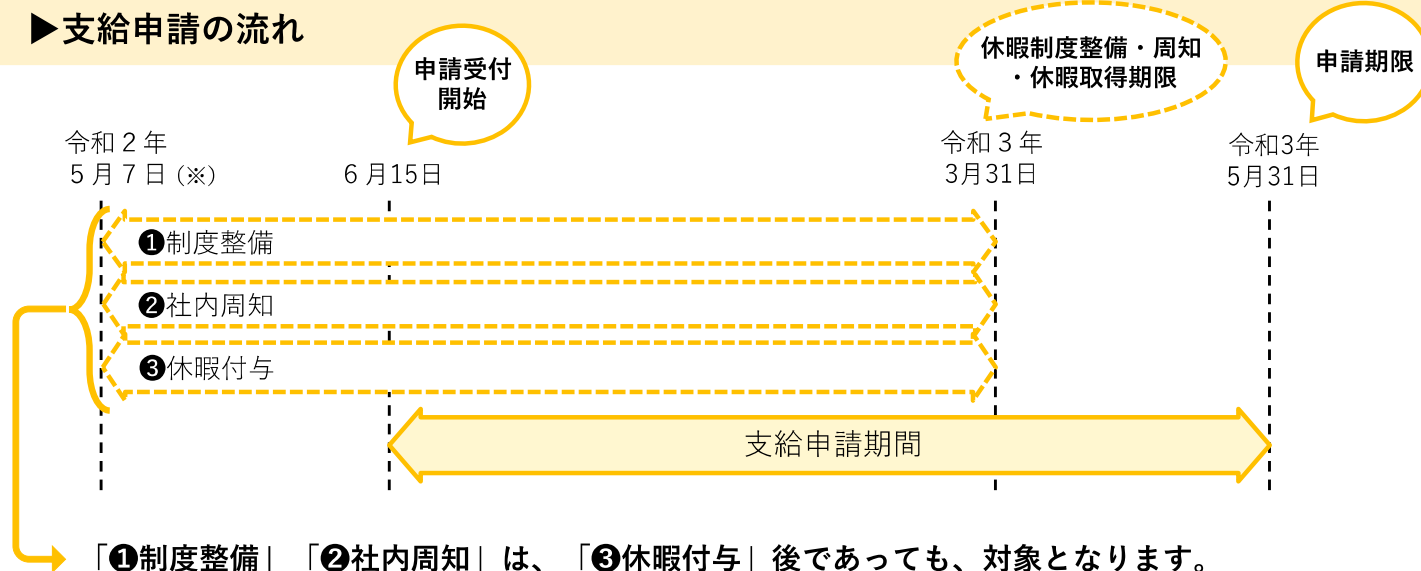
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年3月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が
できないかな。

多くのお客さんと
接する仕事なので、
感染が不安。

主治医 から休業が
必要と診断された。
会社はどう伝えれ
ばいいんだろう。

休業中の給与 は
支給されるのかな？
できれば有給で
お休みしたい。

母性健康管理措置、
母健（ぼけん）カードって
なに？

会社に休業を申し出たら、
退職を勧められた。
働き続けたいのに、
どうすればいいのか。



▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

働く妊婦の皆さまへの具体的な支援
の内容は、裏面に！ ▶▶▶

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和4年1月31日までです。



解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください !!▶▶▶

表	

裏

▲女性にやさしい 職場づくりナビ